

令和7年度

中小企業施策 ガイドブック

令和7年度 新規事業

●技能労働者認定職業訓練交通費補助金

22 ページ

豊橋市



目 次

—CONTENTS—

01. 経営相談	-----	1
02. 情報提供の窓口	-----	3
03. 研修・講座	-----	4
04. 勤労者向け制度	-----	6
05. 各種補助金	-----	7
06. 融資制度	-----	32
07. その他	-----	39

経営相談

豊橋市をはじめ下記機関では各種経営相談に応じています。

相談機関		TEL	FAX	E-mail	相談内容
豊橋市	産業部 商工業振興課	51-2425	55-9090	shokogyo @city.toyohashi.lg.jp	事業活動（商業、工業） 商店街活動
		51-2431			融資及び金融全般
	産業部 産業政策課	51-2640		sangyoseisaku @city.toyohashi.lg.jp	産業用地に関する事、工場立地法に関する事
	産業部 地域イノベーション推進室 （人材育成相談窓口）	toyohashi@tanabeconsulting.co.jp		人材育成に関する事 ※利用には、人材育成推進宣言企業（P 39 参照）になることが必要	
（公財） あいち産業振興機構	愛知県よろず支援拠点 本部	(052) 715-3188	(052) 563-5430	info-yorozu @aibsc.jp	あらゆる経営に関する相談（売上拡大、販路拡大、資金調達、補助金、技術、事業承継、EC、IT活用他）
	豊橋サテライト	39-7111			
	エキスパートあいち（経営相談窓口）	(052) 715-3071	(052) 563-1436	info-manager @aibsc.jp	経営全般や金融・税務・技術・カーボンニュートラル・IT・DXなどの相談
	経営アドバイスグループ	(052) 715-3070		info-advice @aibsc.jp	法律相談、経営・技術に関する専門家派遣
	取引振興・設備グループ	(052) 715-3068		info-torihiki @aibsc.jp	取引紹介、あっせん等に関する相談
	下請かけこみ寺	(0120) 418-618 （フリーダイヤル）		kakekomitera @aibsc.jp	下請取引問題に関する相談
	創業プラザあいち	(052) 715-3075	(052) 563-1438	info-shinjigyo @aibsc.jp	起業・創業に関する相談
	国際ビジネスグループ	(052) 715-3065	(052) 562-1980	info-business @aibsc.jp	海外進出、貿易等に関する相談

相談機関	TEL	FAX	E-mail	相談内容
愛知県事業承継・引継ぎ支援センター(豊橋サテライトオフィス) ※豊橋商工会議所内	53-7211		info@shoukei-aichi.jp	事業承継全般に関する相談
豊橋商工会議所 ビジネスサポートセンター	53-7211	53-7210	kaigisho@toyohashi-cci.or.jp	融資、金融支援、経営革新(財務分析、企業ドック、経営計画策定)、記帳指導、労働保険、小規模企業共済等各種共済制度、創業支援、事業承継、事業継続計画(BCP)、海外展開支援、技術相談、人材確保(新卒・中途採用)、プレスリリースサポート、各種補助金・助成金、商談・マッチング(専門家による相談) 法律、税務・経理、記帳、金融、特許、雇用・労務、不動産鑑定、IT、事業承継・M&A、ものづくり技術
(株)サイエンス・クリエイト Startup Garage	44-1117		startupgarage@tsc.co.jp	経営、技術、創業、新規事業

情報提供の窓口

中小企業者が必要とする各種の情報は、次のようなところで入手することができます。

情報の種類	問合せ先	電話番号及びホームページ
豊橋市の中小企業施策	豊橋市 産業部 商工業振興課	TEL 51-2425 https://www.city.toyohashi.lg.jp/2856.htm
豊橋市の企業立地	豊橋市 産業部 産業政策課	TEL 51-2640 http://www.city.toyohashi.lg.jp/sangyoseisaku/
豊橋市の各種統計資料	豊橋市 じょうほうひろば	TEL 51-2037 https://www.city.toyohashi.lg.jp/6459.htm
愛知県の各種統計資料	愛知県 県民生活部 統計課	TEL (052)954-6108 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toukei/
産業全般の情報	豊橋商工会議所	TEL 53-7211 https://www.toyohashi-cci.or.jp/
	(株)サイエンス・クリエイト	TEL 44-1111 https://www.tsc.co.jp/
	あいち労働総合支援フロア 産業労働情報コーナー	TEL (052)485-7153 http://rodoshien-aichi.jp/jouhou/index.html
中小企業組合の情報	愛知県中小企業団体中央会 三河分室	TEL 54-3462 http://www.aiweb.or.jp/
あいち産業振興機構の支援、セミナー情報・愛知県及び愛知県内市町村補助金一覧	(公財)あいち産業振興機構 総務企画部 情報企画グループ	TEL (052)715-3063 https://www.aibsc.jp/

研修・講座

◆中小企業人材活用支援事業（場所：豊橋駅周辺施設ほか）

中小企業事業主やその従業員向け等に、実践的な各種セミナーを用意しています。

分類	セミナー名	定員	回数	受講料*
中小企業人材活用支援事業	外国人材活用セミナーの今（中級編）	会場 20 枠 50	2	無料
	ビジネスケアラー対策セミナー	会場 20 枠 50	1	無料
	後継者育成セミナー	各10	3	無料

◆未来産業人材育成支援事業（P39 参照）関連研修

人材育成推進宣言企業（P39 参照）向けに、リスキリングを中心とした学びの機会等を提供します

分類	講座概要	受講料
DX 経営戦略講座	市内事業者の経営者、経営幹部、管理層、DX 関連部署の方向けに、経営戦略に基づき、DX を進める推進組織体制を構築するための講座を実施します	DX 経営戦略講座については、10,000 円
人材育成交流会	企業間のネットワークを構築し、人材育成に関する課題や取組内容を共有できる交流会を開催します ※人材育成に取り組む意欲のある市内事業者の経営者、経営幹部、管理層又は人事部署の方が対象	

DXを活用した省人化・省力化の実現および新たなビジネスモデルの構築に向けて、建設や測量をはじめとする幅広い産業分野で活用が期待されているドローンに関する実践的な知識・技能を習得するための講座を実施します。

分類	講座概要	定員	受講料
産業用ドローン講習	【講習内容】 写真測量、レーザー測量、写真・赤外線点検 【受講資格】 ・一等または二等無人航空機操縦者技能証明を有する方 ・一定の無人航空機の飛行実績を有する方 【申請者】 ・講習を役員または従業員に受講させようとする事業者等 【講習会場】 ・とよはし産業人材育成センター （日程や申込報告など詳細は商工業振興課ホームページ等でお知らせします）	各コース 5人程度	各コース 25,000円 （※）

※市内の中小企業者等（個人経営含む）で働く方以外は受講料が3倍となります。

◆豊橋市以外が実施する研修・講座等

実施機関		事業内容	TEL
(公財)あいち産業振興機構	経営アドバイスグループ	次世代後継者を育成する後継者育成塾	(052)715-3070
	創業・新事業育成グループ	<ul style="list-style-type: none"> ●起業を考えている方向け あいち創業ゼミ あいち創業ゼミ [短期集中コース] 女性起業家セミナー ●起業後5年程度までの小規模企業者向け 創業ビギナー講座 	(052)715-3075
	情報企画グループ	情報系 Web セミナー等	(052)715-3063
	国際ビジネスグループ	貿易実務講座、海外ビジネスセミナー	(052)715-3065
あいち産業科学技術総合センター	各種講習会・研修会等	(0561)76-8306	
(公財)名古屋産業振興公社	ものづくり支援講座、中小企業技術者研修、中小企業技能者育成講座	(052)654-1653	
(独)中小企業基盤整備機構 中小企業大学校 瀬戸校	経営者・管理者研修等	(0561)48-3401	
ポリテクセンター中部 (中部職業能力開発促進センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者向け職業訓練 ・在職者向け職業訓練 (能力開発セミナー) ・求職者支援制度による職業訓練 (都道府県支部) ・生産性向上支援訓練 (生産性向上人材育成支援センター) 	(0568)79-0511	
豊橋商工会議所	事業経営に必要で身近な時流に合ったテーマの講習・講演会及び従業員に対する教育講座など年間 30~40 講座開催	53-7211	
株式会社サイエンス・クリエイト	豊橋イノベーションガーデン運営事業 (メイカーズ・ラボとよはし) ・レーザー加工機や 3D プリンターなどデジタル工作機械を使った製品試作支援及びものづくり講座等	44-1110	
	豊橋イノベーションガーデン運営事業 (Startup Garage) ・コワーキングスペースの運営 ・各種起業関連セミナー	44-1117	
	社会人キャリアアップ連携協議会 (ジェネカフェ (Gene Cafe)) ・本地域における産学官金の若手・中堅人材を集め、交流や連携を促進する場の提供	44-1111	

勤労者向け制度

勤労者のための補助制度や相談窓口があります。

勤労者生活資金貸付金利子軽減制度			
補助内容	東海労働金庫から教育資金等の融資を受ける場合に、利子が軽減される補助制度です。		
対象者	市内在住の勤労者		
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・教育資金（高等学校以上の入学金・授業料など） 会員限定ローンパートナー、会員限定ローンパートナープレミアム、東海ろうきんコープローン、ろうきんローンエール ・災害資金（災害対策及び修繕） 災害対策ローン、災害復旧支援ローン 		
補助対象融資額	500万円以内	利子軽減率	毎月の償還時にかかる利子のうち年利1%相当額
補助対象期間	教育資金：在学期間（各学校の基本修業年限以内とする。ただし、留年は除く） 災害資金：5年以内 ※前年10月1日～9月末の利子支払い実績に基づいて交付します。 ※交付期間中に市外に転出した場合は、転出日までに返済した利子が補助対象となります。		
（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090			

東三河勤労者福祉サービスセンター	
内容	勤労（解雇等）、生活（相続等）、金融（多重債務等）など生活全般にかかわる相談業務を行っています。
対象者	東三河地域在勤又は在住の勤労者
営業時間	毎週月～金曜日の午前10時～午後4時（ただし、正午～午後1時を除く）
（問合せ先）東三河勤労者福祉サービスセンター TEL 64-7777（相談専用ダイヤル） FAX 63-3113	

各種補助金

豊橋市では、活力とにぎわいに満ちた『まちづくり』のために商店街等が行う共同事業や商業環境の改善などの事業支援、中小企業者の方たちの経営基盤強化・近代化や合理化促進、企業立地の促進等のために様々な補助制度を設けています。

※各事業に記載されている中小企業者等とは以下の通りです。

- ・ 中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に該当される方
- ・ 中小企業団体：中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に該当される団体
- ・ 協同組合等：法人税法第2条第7号に規定される協同組合等

商店街環境向上事業補助金	
補助内容	商店街の安全や環境の向上を図るために実施する既設街路灯等の省エネ化や、老朽化した街路灯等の補修・撤去に要する経費を補助する制度です。
対象経費	既設街路灯等の省エネ化に要する経費や、老朽化した街路灯・アーチ・アーケード・モニユメントの補修・撤去に要する経費。
補助率	補助対象経費から国・県補助金を差し引いた額の20%以内
補助限度額	1,000万円
対象団体	商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会
要件	補助対象経費が10万円以上であること。
申請期間	事業着手前
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	



商業団体安全安心環境維持費補助金																			
補助内容	団体が維持管理している街路灯の電灯料を補助する制度です。																		
補助対象	団体が、前年度末までに設置した街路灯・アーチ・アーケードに要する電灯料																		
補助金額	次表の各区分において、算定基準に補助対象となる街路灯の数を乗じて得た額。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">算定基準 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">街路灯 1 基当たり</td> <td>40W以下</td> <td>580</td> </tr> <tr> <td>41W～ 80W</td> <td>760</td> </tr> <tr> <td>81W～125W</td> <td>1,060</td> </tr> <tr> <td>126W以上</td> <td>1,790</td> </tr> <tr> <td>アーチ 1 基当たり</td> <td colspan="2">10,420</td> </tr> <tr> <td>アーケード 10㎡当たり</td> <td colspan="2">3,630</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	算定基準 (円)		街路灯 1 基当たり	40W以下	580	41W～ 80W	760	81W～125W	1,060	126W以上	1,790	アーチ 1 基当たり	10,420		アーケード 10㎡当たり	3,630	
	区 分	算定基準 (円)																	
	街路灯 1 基当たり	40W以下	580																
		41W～ 80W	760																
		81W～125W	1,060																
126W以上		1,790																	
アーチ 1 基当たり	10,420																		
アーケード 10㎡当たり	3,630																		
対象団体	商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会																		
申請期間	事業着手前																		
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090																			

新ビジネスチャレンジ応援補助金				
補助内容	業態転換、EC サイト開設、クラウドファンディング、デジタル化を通して、新たな取組みに挑戦する中小企業者の支援を行います。			
対象事業	① 業態転換 (※1)	② EC サイト開設 (※2)	③ クラウドファンディング	④ デジタル化
対象者	以下の条件を満たすもの (1) 市内に本店がある中小企業者 (個人については住所) (2) 継続して1年以上の営業実績がある店舗等が実施する事業			
内容	従来の業種から異なる業種に業態転換する際に必要となる経費の一部を補助	EC サイトを開設する際に、その費用の一部を補助	購入型クラウドファンディングを利用して資金調達を行う際にかかる手数料等の一部を補助	人材不足を解消し業務効率化、生産性向上を図るために必要となるシステムの導入や、それに付随する機械装置等の導入費用の一部を補助
対象経費	1 業態転換後の店舗等で、財又はサービスの生産・提供を行うために必要となる、店舗内に設置する設備・備品 (下限10万円)	1 ショッピングモール、ショッピングカートの開設又はオンラインサービスの開設に係る費用	1 プロジェクト成立時に、クラウドファンディング仲介事業者へ支払う以下の費用 (1) サービス手数料 (利用手数料及び決済手数料)	(ソフトウェア) 1 生産性向上に寄与する機能を有するソフトウェア導入費用やライセンス取得費用

	2 業態転換後の店舗等で行う、1 工事あたり 10 万円以上の、市内に本店（個人については住所）を有する中小企業者に施工を発注する改装工事に係る費用	2 1を伴うHP開設・改善費用 ※単なるショッピングモールの追加等は対象外	(2) 支援金を早期に受け取るための手数料 2 プロジェクト終了の日の1年前から交付申請の日までに支払う、プロジェクト実施に必要な以下の費用。ただし、1の費用を伴う場合に限る。 (1) クラウドファンディングのプロジェクト制作及び仲介事業者への申請代行委託費 (2) プロジェクトページのページコンテンツ（文書、写真、動画等）の制作代行委託費	(ハードウェア) 2 1と併せて、また連携して動作することを目的に導入する、電子機器・機械装置等の購入に要する費用 ※ただし、汎用性のあるものを除く。
補助率	1 / 2 以内			
補助限度額	50 万円	10 万円	10 万円	50 万円
申請期間	事業着手前		プロジェクトの終了の日から1年以内	事業着手前
申請回数	1 事業者 1 対象事業 1 申請/年度 ①②③④併用可能			
(問合せ先) 商工業振興課 TEL51-2425 FAX55-9090				

(※1) 業態転換

【屋号変更】【区分営業】【新店進出】により、事業者として過去に実績のない業種へ事業内容を変更するもの（変更＝日本標準産業分類 中分類以上が変更すること。）

(※2) EC サイト

インターネット上で一般消費者向けに商品の販売を行うウェブサイト又はインターネット上で一般消費者向けにサービスの提供を行うウェブサイトをいう。

<事業完了後の共通要件>

- (1) 市内に所在する店舗等
- (2) 本部が市外にあるフランチャイズチェーンでないもの
- (3) 日本標準産業分類に掲げる細分類 7661－キャバレー、ナイトクラブでないこと

商業団体チャレンジ応援補助金

補助内容	にぎわいのある商業集積づくりを推進するため、商業団体が実施する地域にインパクトを与えるイベント等に対し補助する制度です。
対象事業	①講習会・講演会・研修会・研究会②調査・情報提供事業③催事・共同宣伝事業（実行委員会等の団体については、補助事業は③に限る。）
対象経費	会場費、報償費、印刷製本費、広告宣伝費、システム費、委託費
補助率	補助対象経費の20%以内
補助限度額	70万円
申請回数	1事業者1対象事業1申請/年度 ①～③併用可能
対象団体	商店街振興組合、事業協同組合、商業主体地域発展会又は実行委員会等の団体。 ※実行委員等とは、市内に本店（住所）がある中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する者）2者以上で構成される団体とする。
申請期間	事業着手前
(問合せ先) 商工業振興課 TEL51-2425 FAX55-9090	

まちなかインキュベーション事業

補助内容	中心市街地に点在する空き店舗を活用し出店する新規創業者等の賃借料・改装費を補助する制度です。																		
対象経費	①賃借料（共益費、管理費を含む。） ②改装費（内装工事費、外装工事費、給排水工事・電気工事等。ただし、事業の用途に付さない部分の経費や備品購入費等は除く。）																		
要件	① 株式会社豊橋まちなか活性化センターが定める中心市街地のエリア内の物件であること ② 補助対象となる期間は1店舗につき2年以内 ③ 改装費は開業時1回のみ（新規創業者のみ）																		
補助率及び補助限度額	出店者への補助率・補助限度額 ・賃借料：1店舗につき補助対象経費に次表の補助率を乗じた額 ■ 飲食店 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>補助率</th> <th>年間補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24か月まで</td> <td>1/3以内</td> <td>72万円</td> </tr> </tbody> </table> ■ 物販店 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>補助率</th> <th>年間補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24か月まで</td> <td>1/2以内</td> <td>108万円</td> </tr> </tbody> </table> ■ サービス業等 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>補助率</th> <th>年間補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24か月まで</td> <td>1/4以内</td> <td>54万円</td> </tr> </tbody> </table> ・改装費：1店舗につき補助対象経費の20%以内（補助限度額50万円）	期 間	補助率	年間補助限度額	24か月まで	1/3以内	72万円	期 間	補助率	年間補助限度額	24か月まで	1/2以内	108万円	期 間	補助率	年間補助限度額	24か月まで	1/4以内	54万円
期 間	補助率	年間補助限度額																	
24か月まで	1/3以内	72万円																	
期 間	補助率	年間補助限度額																	
24か月まで	1/2以内	108万円																	
期 間	補助率	年間補助限度額																	
24か月まで	1/4以内	54万円																	
対象団体	対象区域内で新規創業等により出店する者																		
(問合せ先) まちなか活性課 TEL 55-8101 FAX 55-8100、(株)豊橋まちなか活性化センター TEL 55-6666																			

地域商業活動活性化事業（愛知県）

補助内容

地域経済の発展のため、団体が自主的かつ主体的に取り組む商業活動活性化事業に対して補助する制度です。（集客力向上事業、販売促進事業、機能強化事業、連携創出事業など）

※愛知県の商店街等に対する補助制度です。詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

（問合せ先）愛知県 東三河総局 企画調整部 産業労働課 TEL 35-6116 FAX 54-7239

共通駐車券事業		
補助内容	中心市街地への来街者の利便性を図るため、株式会社豊橋まちなか活性化センターが事業主体となり駐車場の駐車サービス券を共通化する共通駐車券事業に対し補助する制度です。	
対象経費	事務の合理化のために必要な機器の設置に要する経費	参加する小売事業者等の利用者負担金
補助率	補助対象経費の20%以内	補助対象経費の1/3以内
対象団体	株式会社豊橋まちなか活性化センター	
(問合せ先) まちなか活性課 TEL 55-8101 FAX 55-8100		

中小企業設備投資促進補助金	
補助内容	中小企業者の方が設備の経営基盤の強化・経営革新の促進及び、新しく取得した機械・装置に対して補助する制度です。
対象者	中小企業基本法第12条第1項に規定する中小企業者のうち、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」以外の業種に属する特定の事業を主として2年以上市内で継続して営んでいる中小企業者 ※市税の滞納がないこと
対象設備	令和6年1月2日から令和7年1月1日までに、生産性向上を図るために取得した、直接事業の用に供する機械、装置で、市の償却資産課税台帳に登録された課税標準額が次の要件を満たすものです。ただし、他より借り受け、又は他に貸し付けているものは除きます。 鉱業、建設業、製造業、運輸業等・・・1設備100万円以上のもの 卸売業、小売業、サービス業・・・1設備30万円以上のもの
助成金の額	市の償却資産課税台帳に登録された課税標準額の4.2%以内で、1事業者につき300万円を限度
申請期間	令和7年4月1日から令和7年9月30日まで
助成金交付時期	令和8年6月(予定)
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2431 FAX 55-9090	

先端設備等導入計画の申請受付

内 容
 中小企業等経営強化法に基づく豊橋市導入促進基本計画及び国の導入促進指針に適合する先端設備等導入計画を策定し本市の認定を受けることで、設備投資のための支援（固定資産税の特例、計画に基づく事業に必要な資金繰り）を受けられます。

対象者
 中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する方で、豊橋市内にある事業所において設備投資を行うもの。
 ①個人事業主②会社③企業組合④協業組合⑤事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、共同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、中小企業等経営強化法施行令で定めるもの※①②については、下表に該当する必要あり

業種分類		資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員数の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く
 (注) 固定資産税の特例は、対象となる規模要件が異なります

主な要件	内 容
計画期間	計画認定から3～5年間
労働生産性	○直近の事業年度末比で労働生産性が年平均3%以上向上すること ○賃上げ1.5%以上を表明すること
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備 ○機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	○国の導入促進指針及び豊橋市導入促進基本計画に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること

申請期間
 令和9年3月末まで（※設備導入前）
 ※固定資産税の特例を受ける場合、令和9年3月末までに計画認定を受け、かつ設備導入することが条件となります。

(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2432 FAX 55-9090

詳細はホームページをご覧ください。 <http://www.city.toyohashi.lg.jp/34516.htm>

中小企業等共同設備奨励補助金	
補助内容	中小企業者の方などが他の事業者との連携若しくは事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化に必要な施設を設置する時に、補助する制度です。
対象施設	①独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号に規定する資金の貸付対象となった施設 ②生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査及び福利厚生等の施設並びにその他中小企業団体等の構成員の事業に関する共同施設 ③街路灯、アーケード及びアーチ
補助率	当該年度中に設置した施設に対して、市長が必要と認めた経費の20%以内
補助限度額	1,000万円
対象団体	組織及び経済的基礎が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商工団体で市長が認めるもの
申請期間	事業着手前
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

知的財産権取得事業費補助金	
補助内容	市内に本店がある中小企業者の方の競争力や経営基盤の強化の支援として、知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権）の取得に対して補助金を交付する制度です。
対象者	市内に本店がある中小企業者 ※市税の滞納がないこと
対象事業	特許権、実用新案権及び意匠権の取得事業
対象経費	・知的財産権出願に係る弁理士費用
補助金の額	対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て）で、1件につき10万円を限度※一年度3回が限度、ただし特許権・実用新案権・意匠権それぞれ1回まで
申請期間	出願をした日から1年以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

未来産業創出事業補助金								
内容	本市での新事業創出を支援する制度として、市場調査から初期の試作品開発、大学等との共同研究、社会実験まで新事業の創出に向けたあらゆるフェーズを支援します。							
事業区分	事業化可能性調査事業		共同研究事業		新事業開発事業		社会実験事業	
フェーズ	顧客の課題に対し適切な解決策を創出		市場に受け入れられる製品・サービスを創出					
申請者	市内事業者	市外事業者	市内事業者 (大学等と共同)	市内事業者	市外事業者	市内事業者	市外事業者	
事業概要	事業化の実現可能性を高めることを目的とした、製品やサービスの技術検証又は市場ニーズの調査、検証等を行う事業		大学等と共同して、新製品又は新技術の研究開発を行う事業		新製品又は新サービスの開発を行う事業		新製品又は新サービスの社会実装を目的に、地域を巻き込んで実証実験を行う事業	
要件	拠点設置	—	—	—	—	必要 ※補助事業終了までに	—	必要 ※補助事業終了までに
	市内事業者との連携	—	補助事業期間中に連携する意向があること	—	—	必要 ※補助事業終了までに	—	必要 ※実施体制を組んだ上で申請
	その他	—	・市内を調査フィールドとすること	・大学等の研究者と共同して申請すること	—	・市内を開発フィールドとすること	・市内を実験フィールドとすること ・事業責任者を市内事業所に常駐させること	・市内を実験フィールドとすること ・拠点設置後、事業責任者を市内事業所に常駐させること
上限金額 (補助率)	50万円 (1/2以内)		250万円 (1/2以内)		250万円 (1/2以内)		750万円 (1/2以内)	
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 機械装置等導入費 マーケティング調査費 研究開発費 資料購入費 借料 		<ul style="list-style-type: none"> 施設利用料 人件費 旅費 謝金 		<ul style="list-style-type: none"> 通信運搬費 消耗品費 委託費 外注費 			
公募日程	4月中旬公募開始 → 6月下旬審査 → 6月末採択							
(問合せ先)	株式会社サイエンス・クリエイト (豊橋市委託事業者) TEL:0532-44-1121 E-mail: sangaku@tsc.co.jp 地域イノベーション推進室 (担当部局) TEL:0532-51-2440 E-mail: chiiki-innova@city.toyohashi.lg.jp							
(ホームページ)	右記二次元コードよりご確認ください。							



販路開拓支援事業費補助金	
補助内容	中小企業者の方が市場開拓、販路開拓を図るため、展示商談会等への出展に対して補助金を交付する制度です。
対象者	市内に本店がある中小企業者 ※市税の滞納がないこと
補助事業区分	(通常枠) (1) 製造業、建設業、運輸業又は(2)以外の業種の場合は、従業員数 21 人以上 (2) 卸売業、サービス業又は小売業の場合は、従業員数 6 人以上 (小規模企業者枠) (1) 製造業、建設業、運輸業又は(2)以外の業種の場合は、従業員数 20 人以下 (2) 卸売業、サービス業又は小売業の場合は、従業員数 5 人以下
対象経費	名古屋市、愛知県国際展示場及び県外で開催される、100 小間以上又は総小間面積 900 m ² 以上の規模のある展示商談会等への出展する際に主催者等へ支払う小間料使用料 ※物産展など主として即売を目的としているものは除く
補助金の額	(通常枠) 対象経費の 1/2 の額 (1,000 円未満切捨て) で、30 万円を限度 (小規模企業者枠) 対象経費の 2/3 の額 (1,000 円未満切捨て) で、40 万円を限度
申請期間	展示会等が終了した日から 1 年以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

起業支援事業費補助金	
補助内容	発展性をもって新たに市内で事業を開始する起業者に対し、起業に係る必要経費の一部を補助する制度です。
対象者	とよはし創業プラットフォーム参画機関(*1)に事業計画の策定に係る指導・助言を受けており、起業後においても同機関による指導及び助言を継続的に受けるもの (*1) 豊橋商工会議所、市内金融機関、(株)サイエンス・クリエイト ※市税の滞納がないこと ※フランチャイズチェーンは除く
対象経費	・ 1 単位あたり 10 万円以上の設備及び備品購入に係る経費 ※汎用性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要であると特定できないものは除く。 ・ 広告宣伝に係る経費
補助金の額	・ 対象経費の 1/2 の額 (1,000 円未満切捨て) ・ 限度額は、30 万円
申請期間	開業の日から 1 年以内 ※法人の場合は会社設立日から 1 年以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

企業BCP等策定支援事業費補助金

対象事業者	市内の中小企業者等で市税の滞納がないこと
対象経費	BCP・事業継続力強化計画（※）の策定又は改訂に際して専門家の助言を受けるため、コンサルタント、アドバイザー等に対して支払った費用 ※事業継続力強化計画：中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画で国の認定を受けた計画のこと
補助金の額	補助対象経費の1／2の額で、策定は年間10万円、改訂は年間3万円を限度 ※1,000円未満切捨て
申請期間	助言を受けた日（申請しようとする日が複数日ある場合はその最終日）から1年以内
(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2436 FAX 55-9090	

大型運転免許等取得支援補助制度	
補助内容	事業者が負担する大型トラック・タクシー等の運転免許取得にかかる経費に対して、補助金を交付する制度です。
対象者	市内に事業所を有する旅客運送事業・貨物運送事業を営む中小企業者・中小企業団体。ただし、補助対象となる免許取得者は市内の事業所勤務者であること。 ※市税の滞納がないこと。
要件	運転免許の取得が、新規雇用もしくは継続雇用の条件であること。 ただし、雇用形態は問わない。対象となる運転免許は以下①～⑦ ① 準中型一種免許 ② 中型一種免許 ③ 大型一種免許 ④ 普通二種免許 ⑤ 中型二種免許 ⑥ けん引免許 ⑦ 大型二種免許
対象経費	補助対象事業者が従業員の免許取得に対して負担した経費
補助金の額	・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ・各運転免許につき1人10万円を限度
申請期間	免許取得日から1年以内 ※申請は、各年度において1事業者あたり延べ10人を限度とする。
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2638 FAX 55-9090	

就職サイト等活用事業費補助制度	
補助内容	中小企業者等の人材確保支援として、就職情報ウェブサイト掲載費や採用ホームページの作成・改良費用の一部を補助する制度です。
事業区分	就職サイト掲載事業 採用ホームページ改良事業
対象者	市内に本店を有する中小企業者又は中小企業団体で、市税の滞納がないこと、風営法等の規制にかかる企業でないこと。 あいちUIJターン支援センターウェブサイトにも求人掲載していること 求職者が求人情報等を収集するための媒体に、改良した採用ホームページのURLを掲載し採用情報を発信すること
対象経費	就職情報ウェブサイトへの正規雇用に係る求人情報掲載費 ※求人情報の掲載期間が1年以内であるもの。ただし、新卒者等を対象とする就職情報サイトに掲載する場合は、この限りでない。 (1) 採用ホームページ作成・改良に係る外部委託に要する費用 (2) 採用ホームページ作成ソフト及びその解説書の購入費（自社制作の場合に限る） (3) ドメイン取得費 (4) 上記(1)～(3)の費用に付随する動画・写真撮影費 (5) その他市長が適当と認める経費
補助金の額	対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て）、上限20万円。 ※1事業者につき新卒者向け、転職者向けそれぞれ1回ずつの申請に限る。同年度に新卒者向けと転職者向け両方の申請はできません。 対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て）、上限20万円。 ※1事業者につき1回限り
申請期間	事後申請 求人情報掲載開始から掲載終了後6か月以内 事前申請
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

奨学金返還支援制度

内 容	<p>地元中小企業者が新たに雇い入れた方が在学中に貸与を受けた奨学金について、市と雇用主が一体となって返還金の補助を行います。</p> <p>※令和6年8月に制度が拡充されました。</p>
対象事業者	<p>市内に事業所を有する中小企業者・中小企業団体（対象事業者登録が必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の1/2の額の協力金の納付が可能であること。 ・愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金の登録事業者であること。 ・風営法等の規制にかかる企業でないこと。
補助金交付 対象者	<p>対象事業者に正規雇用として就職した者で、以下の全ての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大学等を卒業して、豊橋市内に居住していること (2) 在学中に貸与を受けた奨学金を返還していること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 就職後の3会計年度、愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金に登録した中小企業者等から奨学金返還支援手当等を支給されていたこと。 (5) 豊橋市内事業所に勤務していること。 <p>※但し、雇用主が市内に本店を有する対象事業者である場合や、補助対象の従業員が登録後に転勤となった場合は、市外事業所に勤務する者も対象とする。</p>
補助期間 (企業協力期間)	愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金を3会計年度利用した後、3年間
補助金の額 (企業協力額)	<p>3年間で上限54万円 [1人当たり年額上限18万円] (3年間で上限27万円 [1人当たり年額上限9万円])</p> <p>※協力金額は事業者の申請により決定されます。</p>
申請期間	<p>対象事業者登録：随時</p> <p>補助対象者登録：就職4年度目の7月31日まで</p>
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金の要件に該当しない中小企業者への補助は、豊橋市産業部商工業振興課（TEL 51-2437）へお問い合わせください。

移住支援金対象法人登録（移住支援金対象求人掲載）	
内 容	あいちU I Jターン支援センターWEBサイトに移住支援金対象求人を掲載すると、その求人を通じて就職し豊橋市内に移住した方は、移住支援金（単身：60万円、世帯100万円※18歳未満の方がいる場合は、加算金があります。）の申請をすることができます。掲載した求人情報は、一部民間の求人サイト運営事業者にも提供され、当該求人サイトでも表示されるようになります。
対象事業者の 主な要件	対象事業者の要件は変更になる場合があります。最新情報はあいちU I Jターン支援センターホームページで確認してください。 ・資本金10億円以上の法人等でないこと、みなし大企業でないこと ・本店所在地が東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川。一部条件不利地域除く）でないこと ・雇用保険の適用事業主であること ・風営法の規制にかかる法人等・暴力団等との関係を有する法人等でないこと ・愛知県が指定する業種に該当すること
対象求人の要件	・週20時間以上の無期雇用契約 ・勤務地が愛知県内にあること（但し、移住支援金を豊橋市から受ける場合は豊橋市に対象者が居住する必要があります）
移住支援金対象 者の主な要件	東京23区在住又は通勤者（直近10年のうち通算5年以上かつ直近1年間）、移住支援金申請時に転入後3か月以上1年以内等。詳しい要件はホームページ（ https://www.city.toyohashi.lg.jp/38488.htm ）をご覧ください。
（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2435 FAX 55-9090	

人材育成研修応援補助金		
補助内容	生産性向上・事業拡大・DXに関する研修を従業員に職務として受講させる際に、費用の一部を中小企業者等に助成します。外国籍従業員向けビジネス日本語研修も対象となります。	
対象者	市内に事業所を有する中小企業者・小規模企業者 ※研修を受講する従業員（雇用保険被保険者又は過去2か月に勤務実績を有する者）の勤務地が市内事業所であること等の要件あり。	
事業区分	生産性向上・事業拡大・DXに関する研修（3時間以上10時間未満）	外国籍従業員向けビジネス日本語研修（3時間以上）
対象経費	外部研修の場合 ① 研修に係る経費（受講料・教材費・材料費） ② 研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 ※ オンラインによる研修を受講した場合は、上記②は補助対象外	外部研修の場合 ① 研修に係る経費（受講料・教材費・材料費） ② 研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 ※ オンラインによる研修を受講した場合は、上記②は補助対象外
	内部研修の場合（小規模企業者のみ） ① 研修に係る経費（謝礼・委託費・教材費・材料費・旅費・宿泊費） ※ オンラインによる研修を受講した場合は、旅費・宿泊費は補助対象外	内部研修の場合 ① 研修に係る経費（謝礼・委託費・教材費・材料費・旅費・宿泊費） ② 研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 ※ オンラインによる研修を受講した場合は、上記①旅費・宿泊費と、②は補助対象外

補助金の額	① 研修に係る経費 …1/2 ② 研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 … 研修に出席した時間に 960 円を乗じて得た額 上記①と②の合計額 1 事業者 1 年度 10 万円まで (1,000 円未満切捨て) ※ 宿泊費の上限は 1 泊 12,000 円まで
申請期間	研修が終了した日から 3 か月以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

無人航空機操縦者資格取得支援補助金	
補助内容	一等無人航空機操縦者技能証明または二等無人航空機操縦者技能証明の取得にあたり登録講習機関の講習を受講した場合に、中小企業者が負担した登録講習機関における講習費用の一部を助成します。
対象者	市内に事業所を有する中小企業者・中小企業団体 ※勤務地が市内の事業所である役員または従業員（雇用保険被保険者又は過去 2 か月に勤務実績を有する者）が受講した講習に限る等要件あり。
対象経費	登録講習機関が行う無人航空機を飛行させる者に対する講習に係る経費 (補習などにより追加講習が発生した場合にかかる費用は除く)
補助金の額	・登録講習機関における講習について、 実地講習を全てとよはし産業人材育成センターで実施した場合 補助対象経費の 1/2 上記以外の場合 補助対象経費の 1/4 ・1 人 1 回あたり 10 万円まで
申請期間	無人航空機講習の修了証明書の交付日から 1 年以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

技能労働者認定職業訓練交通費補助金	
補助内容	認定職業訓練を受けられる愛知県内（豊橋市外）にある施設への通学に係る交通費を補助します。
対象者	① 豊橋共同職業訓練協会の会員企業 ② 豊橋市内の中小企業者等 ③ ①および②の役員または従業員 ④ 中小企業者等の役員または従業員であって豊橋市内に住民登録がある者
対象経費	自宅または勤務先事業所から、豊橋市外かつ愛知県内にある認定職業訓練施設までの往復交通費
補助金の額	・対象経費の 1 / 2 の額 (1,000 円未満切り捨て) ・1 年度 1 人あたり上限 15 万円
申請期間	申請対象年度ごとに 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2435 FAX 55-9090	

◆企業立地促進制度

工場等（*1）、倉庫等（*2）、特定業務施設（*3）、研究開発施設（*4）又は産業業務施設（*5）をあらかじめ指定された地区（*6～9）に立地（*10）された事業者等（*16）の方に奨励金を交付する豊橋市独自の優遇制度です。

（問合せ先）産業政策課 TEL 51-2640 FAX 55-9090

1. 奨励金の種類

名 称	概 要
立地奨励金	<p>①立地した工場等（*1）、倉庫等（*2）、特定業務施設（*3）、研究開発施設（*4）又は産業業務施設（*5）の土地・家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税相当額を3年度間又は5年度間交付します。</p> <p>②家屋・償却資産に係る投下固定資産額（*11）の10%又は20%を交付します。</p> <p>③土地取得費用の15%又は20%を交付します。</p>
事業促進奨励金	立地した工場等、倉庫等、特定業務施設、研究開発施設又は産業業務施設の事業所税相当額を3年度間又は5年度間交付します。
雇用促進奨励金	<p>①立地奨励金の交付対象の方で、操業に伴い新規雇用常用従業員（*12）、常用従業員（*13）又は転入常用従業員（*14）を雇用された方に一人あたり40万円を交付します。</p> <p>②転入児童（*15）一人あたり10万円を交付します。</p>
環境推進奨励金	立地奨励金の交付対象の方で、操業に伴い環境施設（太陽光発電施設、雨水活用施設、緑地）を設置された場合に設置経費の1/3相当額又は1/2相当額を交付します。

【用語の解説】

*1	工場等	営利を目的とした物品の製造（加工及び修理を含む）の用に供される施設及びこれに附帯する施設
*2	倉庫等	業種本来の事業活動を目的とした物品の保管又は集積の用に供される施設及びこれに附帯する施設
*3	特定業務施設	本社機能（「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所又は研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所）で、愛知県知事の認定を受けたもの
*4	研究開発施設	営利を目的とする事業の用に供される施設で研究開発部門のための事務所、研究開発部門が一定割合を超える工場又は研究所
*5	産業業務施設	営利を目的とする事業の用に供される事務所及び研究所
*6	業務拠点地区	豊橋市が独自に開発分譲した事業用の用地（豊橋リサーチパーク）
*7	工業団地	特定地域のうち豊橋市土地開発公社又は愛知県企業庁が分譲を目的に開発した事業用の用地
*8	特定地域	工業地域、工業専用地域及び工場適地
*9	地方活力向上地域	地域再生計画（産業首都あいち地方活力向上地域特定業務施設整備促進事業）に記載された地域（業務拠点地区、工業団地又は特定地域と重複する地域を除く。）
*10	立地	工場等、倉庫等、特定業務施設、研究開発施設又は産業業務施設を新設、増設、移転すること（工業地域を除く地域では既存の施設の取得を含む） ※増設については、床面積を増加させること
*11	投下固定資産額	一定の期間内に取得した土地、家屋及び償却資産につき本市課税台帳に登録された固定資産税評価額
*12	新規雇用常用従業員	操業に伴い常用雇用される従業員として用地を取得（借受）した日又は操業を開始した日から起算して1年を経過した日の前日までに雇用した者（本市区域内に住所を有する雇用保険被保険者に限る）
*13	常用従業員	特定業務施設で常時雇用される従業員として、立地に伴い本市の区域外の他の事業所から転勤した者
*14	転入常用従業員	操業に伴い他の事業所から転勤した者のうち、操業の前月から操業開始1年を経過した日の前日までに本市の区域外から本市の区域内へ住所を移した者
*15	転入児童	操業の前月から操業開始1年を経過した日の前日までに本市の区域外から本市の区域内に住所を移すことにより転入常用従業員と世帯を同じくする者であって、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子
*16	事業者等	営利を目的として、商業、工業、サービス業その他の業種に属する事業を営む者（中堅企業者（*17）及び中小企業者（*18）若しくは中堅・中小企業者以外の者）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体
*17	中堅企業者	産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中堅企業者
*18	中小企業者	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者

《注意事項》

- 立地奨励金に関して、土地については操業日の前3年の日から操業日の前日までに取得したものが、家屋・償却資産については操業日の前1年の日から操業日の前日までに取得したものがそれぞれ交付対象となります。
- 既存の事業所用地に増設した場合、事業促進奨励金の交付対象者は、施設を立地した事業者に限られます。（施設の操業主体が立地した者以外である場合は対象外）
- 立地奨励金及び事業促進奨励金の額について、同一の敷地内における増設等に伴い既存の事業用の家屋の処分等があった場合、交付金額の算定基礎となる施設の面積から処分した家屋の面積を控除する等して交付額を算定いたします。
- 環境施設推進奨励金について、操業日の前日までに設置した環境施設が交付対象となります。
- 愛知県もしくは本市が交付する他の補助金と交付が重複する場合、交付額について調整いたします。
- 操業開始後、適用要件を満たさなくなった場合や5年以内に操業を廃止等した場合等は、奨励金を返還していただく場合があります。

2. 奨励金の適用範囲等

	対象区域	特定地域 (工業地域・工業専用地域・工場適地)			業務拠点地区 (豊橋リサーチパーク)	地方活力向上地域 *業務拠点地区及び特定地域と重複する地域を除く。	
		工業団地であって豊橋市土地開発公社から用地の取得又は借受けをした場合	工業団地であって愛知県企業庁から用地の取得又は借受けをした場合	それ以外の場合			
立地奨励金	対象者	事業者・中小企業団体					
	対象施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設	
	適用要件	立地した施設が固定資産税の課税対象となり、投下固定資産額が用地の取得の場合は2億4千万円（中堅・中小企業者は6千万円。ただし、中堅・中小企業者が特定業務施設を立地した場合は3千万円）以上、用地の借受けの場合は1億2千万円（中堅・中小企業者は3千万円。ただし、中堅・中小企業者が特定業務施設を立地した場合は1千5百万円）以上であること					
	奨励金額	①	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 3年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 3年度間
			-	土地・家屋の都市計画税相当額 5年度間	土地・家屋の都市計画税相当額 3年度間	-	土地・家屋の都市計画税相当額 3年度間
			償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間
	②	家屋・償却資産の投下固定資産額の20%	家屋・償却資産の投下固定資産額の10%	家屋・償却資産の投下固定資産額の10% (本社機能施設のみ)	家屋・償却資産の投下固定資産額の20%	家屋・償却資産の投下固定資産額の10%	
		③	土地取得費用の15% (研究開発施設の場合20%)	土地取得費用の15% (研究開発施設の場合20%)	-	土地取得費用の15% (研究開発施設の場合20%)	-
	限度額	① なし ② 3億円 ③ 3億円（研究開発施設の場合 4億円）					
	立地奨励金	対象者	事業者・中小企業団体				
対象施設		工場等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設	
適用要件		立地した施設が固定資産税の課税対象となり、投下固定資産額が1億2千万円（中堅・中小企業者は3千万円。ただし、中堅・中小企業者が特定業務施設を立地した場合は1千5百万円）以上であること					
奨励金額		家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間	
		-	家屋の都市計画税相当額 3年度間	家屋の都市計画税相当額 3年度間	-	家屋の都市計画税相当額 3年度間	
限度額	単年度5千万円						

	対象区域	特定地域 (工業地域・工業専用地域・工場適地)			業務拠点地区 (豊橋リサーチ パーク)	地方活力向上地域 *業務拠点地区及 び特定地域と重複 する地域を除く。	
		工業団地であって 豊橋市土地開発公 社から用地の取得 又は借受けをした 場合	工業団地であって 愛知県企業庁から 用地の取得又は借 受けをした場合	それ以外の場合			
事業促進奨励金	新たな用地の取得 (工業地 域を除く 地域では 既存の施 設の取得 を含む)、 借受けを した場合	対象者	事業者・中小企業団体				
		対象施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設
		適用要件	立地した施設が事業所税の課税対象となっていること				
		奨励金額	資産割・従業者 割に係る事業所 税相当額 5年度間	資産割・従業者割 に係る事業所税相 当額 5年度間	資産割に係る事 業所税相当額 3年度間	資産割・従業者 割に係る事業所 税相当額 5年度間	資産割に係る事業 所税相当額 3年度間
		限度額	なし				
	既存の事 業所用地 に増設し た場合	対象者	事業者・中小企業団体				
		対象施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設
		適用要件	立地した施設が事業所税の課税対象となっていること				
		奨励金額	資産割に係る事 業所税相当額 3年度間	資産割に係る事業 所税相当額 3年度間	資産割に係る事 業所税相当額 3年度間	資産割・従業者 割に係る事業所 税相当額 5年 度間	資産割に係る事業 所税相当額 3年度間
		限度額	なし				
雇用促進 奨励金	対象者	立地奨励金交付対象者					
	適用要件	新規雇用常用従業員、常用従業員又は転入常用従業員を 20人(中堅・中小企業者にあつては5人)以上雇用した 場合		新規雇用常用従 業員、常用従業 員又は転入常用 従業員を5人以 上雇用した場合	新規雇用常用従 業員、常用従業 員又は転入常用 従業員を20人(中堅・中 小企業者にあつて は5人)以上雇用 した場合		
	奨励金額	① 新規雇用常用従業員、常用従業員又は転入常用従業員 一人につき40万円 ② 転入児童 一人につき10万円					
	限度額	① 4千万円 ② 2千万円					
環境推進奨励金	太陽光発 電施設	対象者	立地奨励金交付対象者				
		適用要件	立地に伴い太陽光発電施設(30kw以上)を設置すること				
		奨励金額	設置経費の1/3(1kwあたり100万円を上限)				
	雨水活用 施設	適用要件	立地に伴い雨水活用施設(貯水能力100t以上)を設置すること				
		奨励金額	設置経費の1/3(1tあたり20万円を上限)				
		限度額	1千5百万円				
	緑地	適用要件	立地に伴い敷地面積の10%以上の緑地を整備すること ※工場立地法の義務付けがある場合は、超える部分に限る。				
		奨励金額	整備経費の1/2(1㎡あたり1万円を上限)				
		限度額	1千万円				

◆固定資産税の減税措置

特定業務施設（本社機能）を立地した場合、企業立地促進制度とあわせて固定資産税（土地・家屋）の減税措置があります。

（問合せ先）資産税課 TEL 51-2215 FAX 56-5088

減税措置の内容

事業	移転先又は拡充地域	税率（※）及び適用期間
東京23区からの本社機能の移転	① 業務拠点地区（用地取得を伴う場合に限る。）	100分の0.7を 8年度分
	② 工業団地（公共からの用地取得を伴う場合に限る。）	
	③ 業務拠点地区（既存用地利用者に限る。）	100分の0.7を 6年度分
	④ 特定地域（工業団地の場合は②の場合を除く。）又は地方活力向上地域	
東京23区以外からの本社機能の移転又は本市にある本社機能の拡充	⑤ 業務拠点地区（用地取得を伴う場合に限る。）	100分の0.933を 8年度分
	⑥ 工業団地（公共からの用地取得を伴う場合に限る。）	
	⑦ 業務拠点地区（既存用地利用者に限る。）	100分の0.933を 6年度分
	⑧ 特定地域（工業団地の場合は⑥の場合を除く。）又は地方活力向上地域	

※通常の固定資産税率は100分の1.4

◆オフィス誘致補助金

新たに市内へオフィスを開設した際にかかる費用に対して補助します。

(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2640 FAX 55-9090

オ フ ィ ス 誘 致 補 助 金			
対象者	次の要件をすべて満たす事業者 ・ 普通法人（法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第1項第9号に規定する） ・ 市内にオフィスを開設し「法人等の設立等異動申告書」を提出すること ・ オフィス開設日において、市外に本社があること ・ オフィス開設日以前に、市内に「法人等の設立等異動申告書」が提出された事業所を有していないこと ・ オフィス開設90日以内に常勤する従業員又は取締役を1名以上配置すること ・ 交付申請年度内に補助対象経費の支出があること ・ オフィス開設日から起算して市内で3年以上継続してオフィスを運営し、かつ、オフィス以外の用途で使用しないこと		
対象事業	開設準備事業	建物賃貸借事業	雇用補助事業
対象経費	・ 建物付帯設備 ・ 改装費 ・ オフィス家具購入費 (机・椅子・キャビネットなど単価10万円未満のものに限る)	・ 事業を営むための貸室等にかかる賃借料（敷金、礼金その他保証料は除く） ・ 共益費 ・ 駐車場賃借料	届出されたオフィス開設日の90日前から1年を経過した日の前日までに、雇用を開始した新規雇用正社員又は本市外から転入した正社員の給与
補助期間	補助対象工事・購入等の着手から完了まで（支払い行為を含む）。ただし、届出されたオフィス開設日90日前以降に着手し、着手から完了までが同一年度内で完結するものに限る。	届出されたオフィス開設日の翌月（月の初日開設の場合は当月）初日から6か月間（オフィス開設日の属する年度の翌年度にあつては、オフィス開設日の属する年度の補助期間と合わせて6月が経過する日まで）	雇用開始日又は届出されたオフィス開設日いずれか遅い日以降最初の給与支払日（採用時日割の場合はその翌月）から最大6か月間（オフィス開設日の属する年度の翌年度にあつては、オフィス開設日の属する年度の補助期間と合わせて6月が経過する日まで）
補助率	2分の1以内	10分の10以内	10分の10以内
補助限度額	100万円	月額15万円	1人につき40万円 1事業者あたり2人まで
計画書提出期限	「法人等の設立等異動申告書」届出前、かつ、購入・工事に係る契約等の締結前	「法人等の設立等異動申告書」届出前、かつ、オフィスに係る建物等の賃貸借契約等締結前	補助対象者の内定通知前、又は、転勤に係る異動辞令前

◆再投資促進奨励金

長年にわたり、地域を支える市内企業の再投資において設備投資をサポートいたします。

(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2640 FAX 55-9090

再投資促進奨励金	
対象事業者	20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、次世代成長分野等に係る工場、研究所の新增設等を行う企業
対象分野	(1) 次世代自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 (2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種
対象地域	大企業(中堅企業を除く): 工業地域・工業専用地域・豊橋リサーチパーク・各工業用地(三弥地区、豊橋東 IC、御津2区、若松地区、石巻西川、総合卸売センター) 中堅・中小企業: 市内全域
要件	投資規模要件 大企業(中堅企業を除く): 25億円以上(※設備一新を除く) 中堅・中小企業: 1億円以上 又は 5千万円以上(※) ※中堅・中小企業(みなし大企業を除く)の場合、同一事業所同一事業でも複数回利用可
	雇用要件 支援期間中において、以下の常用雇用者を維持すること。 大企業(中堅企業を除く): 50人以上 中堅・中小企業: 25人以上 又は 20人以上(※)
対象経費	土地を除く固定資産取得費用(新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む)
補助率	大企業(中堅企業を除く): 8%相当額(うち県補助4%相当額) 中堅・中小企業のうちみなし大企業: 8%相当額(うち県補助4%相当額) 又は 4%相当額(※) 中堅・中小企業(みなし大企業を除く): 10%相当額(うち県補助5%相当額) 又は 5%相当額(※)
限度額	大企業(中堅企業を除く): 3億円(うち県支援分1.5億円) 中堅・中小企業: 3億円(うち県支援分1.5億円) 又は 500万円(※)
受付時期	工事着工の30日前までに指定申請を行うことが必要

*豊橋市独自要件適用時

◆中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金

長年にわたり、地域を支える市内企業の高度先端分野における設備投資をサポートいたします。

(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2640 FAX 55-9090

中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金	
補助対象	高度先端技術に係る工場の新増設を行う中小企業(※補助対象者が大企業、補助対象が研究所、300億円を超える大規模投資の場合は県が直接補助)
対象分野	航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連等
対象地域	市内全域
要件	(1) 投資規模要件: 2億円以上(※同一事業所同一事業でも複数回利用可(みなし大企業を除く)) (2) 雇用要件: 雇用人数5人以上増加(別途要件緩和あり)
対象経費	土地を除く固定資産取得費用(新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む)
補助率	中小企業: 10%相当額(うち県補助5%相当額) 中小企業(みなし大企業): 8%相当額(うち県補助4%相当額) ※既設の工場内の設備一新の場合 中小企業: 5%相当額(うち県補助2.5%相当額) 中小企業(みなし大企業): 4%相当額(うち県補助2%相当額)
限度額	10億円(うち県支援分5億円)
受付時期	工事着工の30日前までに指定申請を行うことが必要

【用語の解説】 ※再投資促進奨励金、中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金

*1	工場	製造業等の用に供する施設
*2	研究所	産業分類に掲げる製造業に係る研究又は開発の用に供する施設
*3	立地	新設し、又は増設する行為
*4	新設	次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める行為のいずれかをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・新規立地 新たに土地（既存の工場等の敷地に隣接していない土地）を取得又は賃借（既に取得又は賃借している土地の初めての利用を含む）し、工場等を建設すること ・新設 既に事業を行っている敷地内又は新たに取得若しくは賃借した隣接地（既に取得又は賃借している未利用である隣接地を含む）に新たな工場等を建設すること。
*5	増設	次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める行為のいずれかをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・増設 自ら所有又は賃借する既存の工場等を増築すること。 ・設備一新 自ら所有又は賃借する工場等において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。
*6	業務拠点地区	豊橋市が独自に開発分譲した事業用の用地（豊橋リサーチパーク）
*7	工業団地	特定地域のうち国、地方公共団体又は豊橋市土地開発公社が分譲等を目的として開発した事業用の団地をいう。
*8	特定地域	工業地域、工業専用地域及び工場適地
*9	事業者等	営利を目的として、商業、工業、サービス業その他の業種に属する事業を営む法人及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する団体
*10	大企業	中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない企業
*11	中堅企業者	産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条に規定する企業
*12	中小企業者	中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する者及び中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体
*13	みなし大企業	中小企業者又は中堅企業者であって、次に掲げるいずれかに該当する企業 ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している者 イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している者 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている者 エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウのいずれかに該当する者が所有している者 オ アからウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者
*14	常用雇用者	工場又は研究所を主たる勤務地とし、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の規定に基づく解雇の予告を必要とする者
*15	固定資産取得費用	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 1 号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要した費用のうち、次のア又はイの条件を満たす費用の合計額 ア 工場等の新設又は増設の工事に要する経費のうち専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用 イ 生産、研究又は開発の用に供する償却資産の取得に要する費用

《注意事項》 再投資促進奨励金、中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金ともに、事業について審査会で審査しますので、申請を受けても採択を保証するものではありません。また、操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や 5 年以内に創業を廃止等した場合、無断で取得財産を売却等した場合等は、奨励金を返還していただくことがあります。

◆工場見学施設整備支援補助金

市民等を対象とした工場見学を実施する際に必要な設備費用等を助成します。

(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2436 FAX 55-9090

工場見学施設整備支援補助金	
対象者	工場見学(※1)を実施する事業者(※2) ※1:事業者が市内の施設において、見学者に対して製造等の工程を公開する事業 ※2:製造等の工程を見学可能な施設を市内に有する事業者
対象事業	事業者が工場見学を実施する際に必要となる設備等の導入
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 見学者用説明資料(パンフレット、展示パネル等)の製作費並びに説明用の備品及び消耗品(案内用拡声器、トランシーバー等)の購入費 見学者の通路確保及び安全対策のための施設(見学者用通路、防護柵、手すり、作業場と通路の境界線、スロープその他市長が必要と認めたもの)の新設、改修及び改装に要する工事費 その他必要と認める経費
補助率	2分の1以内
補助限度額	50万円
申請期間	事業着手前

◆経営幹部人材育成支援補助金

人材育成推進宣言企業(P39参照)向けに経営幹部育成のために参加させた講座や研修に要する経費を助成します。

(問合せ先) 地域イノベーション推進室 TEL 51-2440 FAX 55-9090

経営幹部人材育成支援補助金	
対象者	人材育成推進宣言書の交付を受け、かつ次の条件を満たす中小企業者 <ul style="list-style-type: none"> 受講成果を自社内で共有する 受講成果を交流会への参加などの市の取組等への協力を通じて広く周知する
対象事業	経営幹部人材育成のための社外講座等の受講に要する費用
対象経費	経営幹部人材育成のための社外講座等の受講に要する受講料・教材費 【受講内容】 <ul style="list-style-type: none"> リーダーシップ力(例:先見力、信頼力、実行力等) 対人関係能力(例:交渉力、ヒアリング力等) 経営戦略能力(例:課題解決力、意思決定力等) 経営管理能力(例:財務分析、労務管理、組織運営力等) 革新力(例:DX活用、業務効率化、イノベーション等) など
補助率	4分の3以内
補助限度額	70万円
申請期間	講座等が終了した日から3か月以内
その他	申請時点において、現経営者など代表権を有する方が受講する場合は、補助対象外

融資制度

豊橋市では、中小企業者の経営の維持安定を図るための資金調達の円滑化や、企業の近代化・合理化等を支援することを目的とした融資制度及び補助制度を設けています。

(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2431 FAX 55-9090

豊橋市小口事業資金																																																			
目的	本市における中小企業者に対する経営の合理化とその自主的経済活動の促進に要する資金、中小企業団体等が共同事業を行うのに要する資金及び中小企業者が受けた自然災害からの早期復旧を図るために要する資金の融通を円滑にするための融資を行い、もって本市産業の振興に資することを目的とする。																																																		
資金区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通常資金</th> <th>災害復旧支援資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び中小企業団体等とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が30人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。ただし、中小企業団体等については、この限りでない。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所（中小企業団体等にあつては、事務所）を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p> </td> <td> <p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については30人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 予測できない風水害等の自然災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された当該災害を含む。）により被災し、市が発行する罹災証明書又は罹災届出証明書を受けていること。</p> <p>(4) 税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(6) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(7) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p> </td> </tr> <tr> <td>融資の条件</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>融資限度額</td> <td>一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）につき3,000万円以内</td> <td>一事業者につき1,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>事業上の資金</td> <td>災害復旧に必要な事業上の資金</td> </tr> <tr> <td>融資期間及び利率</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>設備資金のみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.1%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td colspan="2">原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td colspan="2">原則として法人代表者（中小企業団体等にあつては、理事等）以外の連帯保証は要しない。</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td colspan="2">要する。</td> </tr> <tr> <td>信用保証料</td> <td colspan="2">信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）</td> </tr> <tr> <td>取扱金融機関</td> <td colspan="2">みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	通常資金	災害復旧支援資金	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び中小企業団体等とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が30人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。ただし、中小企業団体等については、この限りでない。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所（中小企業団体等にあつては、事務所）を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については30人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 予測できない風水害等の自然災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された当該災害を含む。）により被災し、市が発行する罹災証明書又は罹災届出証明書を受けていること。</p> <p>(4) 税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(6) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(7) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>	融資の条件	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>融資限度額</td> <td>一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）につき3,000万円以内</td> <td>一事業者につき1,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>事業上の資金</td> <td>災害復旧に必要な事業上の資金</td> </tr> <tr> <td>融資期間及び利率</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>設備資金のみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.1%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td colspan="2">原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td colspan="2">原則として法人代表者（中小企業団体等にあつては、理事等）以外の連帯保証は要しない。</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td colspan="2">要する。</td> </tr> <tr> <td>信用保証料</td> <td colspan="2">信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）</td> </tr> <tr> <td>取扱金融機関</td> <td colspan="2">みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫</td> </tr> </tbody> </table>	融資限度額	一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）につき3,000万円以内	一事業者につき1,000万円以内	資金使途	事業上の資金	災害復旧に必要な事業上の資金	融資期間及び利率	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>設備資金のみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	運転資金・設備資金		3年以内	年1.2%	5年以内	年1.3%	7年以内	年1.4%	設備資金のみ		10年以内	年1.5%	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.1%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> </tbody> </table>	運転資金・設備資金		3年以内	年1.1%	5年以内	年1.2%	7年以内	年1.3%	担保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		保証人	原則として法人代表者（中小企業団体等にあつては、理事等）以外の連帯保証は要しない。		信用保証	要する。		信用保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）		取扱金融機関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫	
通常資金	災害復旧支援資金																																																		
<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び中小企業団体等とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が30人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。ただし、中小企業団体等については、この限りでない。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所（中小企業団体等にあつては、事務所）を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については30人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 予測できない風水害等の自然災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された当該災害を含む。）により被災し、市が発行する罹災証明書又は罹災届出証明書を受けていること。</p> <p>(4) 税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(6) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(7) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>																																																		
融資の条件	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>融資限度額</td> <td>一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）につき3,000万円以内</td> <td>一事業者につき1,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>事業上の資金</td> <td>災害復旧に必要な事業上の資金</td> </tr> <tr> <td>融資期間及び利率</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>設備資金のみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.1%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td colspan="2">原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td colspan="2">原則として法人代表者（中小企業団体等にあつては、理事等）以外の連帯保証は要しない。</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td colspan="2">要する。</td> </tr> <tr> <td>信用保証料</td> <td colspan="2">信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）</td> </tr> <tr> <td>取扱金融機関</td> <td colspan="2">みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫</td> </tr> </tbody> </table>	融資限度額	一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）につき3,000万円以内	一事業者につき1,000万円以内	資金使途	事業上の資金	災害復旧に必要な事業上の資金	融資期間及び利率	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>設備資金のみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	運転資金・設備資金		3年以内	年1.2%	5年以内	年1.3%	7年以内	年1.4%	設備資金のみ		10年以内	年1.5%	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.1%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> </tbody> </table>	運転資金・設備資金		3年以内	年1.1%	5年以内	年1.2%	7年以内	年1.3%	担保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		保証人	原則として法人代表者（中小企業団体等にあつては、理事等）以外の連帯保証は要しない。		信用保証	要する。		信用保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）		取扱金融機関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫							
融資限度額	一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）につき3,000万円以内	一事業者につき1,000万円以内																																																	
資金使途	事業上の資金	災害復旧に必要な事業上の資金																																																	
融資期間及び利率	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>設備資金のみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	運転資金・設備資金		3年以内	年1.2%	5年以内	年1.3%	7年以内	年1.4%	設備資金のみ		10年以内	年1.5%	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>運転資金・設備資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.1%</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> </tbody> </table>	運転資金・設備資金		3年以内	年1.1%	5年以内	年1.2%	7年以内	年1.3%																													
運転資金・設備資金																																																			
3年以内	年1.2%																																																		
5年以内	年1.3%																																																		
7年以内	年1.4%																																																		
設備資金のみ																																																			
10年以内	年1.5%																																																		
運転資金・設備資金																																																			
3年以内	年1.1%																																																		
5年以内	年1.2%																																																		
7年以内	年1.3%																																																		
担保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。																																																		
保証人	原則として法人代表者（中小企業団体等にあつては、理事等）以外の連帯保証は要しない。																																																		
信用保証	要する。																																																		
信用保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）																																																		
取扱金融機関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫																																																		

豊橋市経営安定資金

目 的	本市における小規模事業者が経済環境の変化に適応するために事業上必要とする資金の融資を行い、経営の安定と本市産業の振興に資することを目的とする。			
融 資 の 条 件	対 象	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。</p> <p>(1) 申込みの日以前から市内に住所及び主たる事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号に規定する特定中小企業者又は第6項に規定する特例中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けているものであること。*</p> <p>(2) 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を適法に営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付したものであること。</p>		
	融 資 限 度 額	一事業者につき 2,000万円 以内		
	資 金 使 途	経営の安定に必要とする事業上の運転資金		
	融 資 期 間 及 び 利 率	運転資金	3年以内	年1.1%
			5年以内	年1.2%
			7年以内	年1.3%
	担 保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。		
	信 用 保 証	要する。		
信 用 保 証 料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）			
取 扱 金 融 機 関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合			

* <中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証制度）及び第6項（危機関連保証制度）について>

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、大規模な経済危機等による信用等の収縮により経営安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

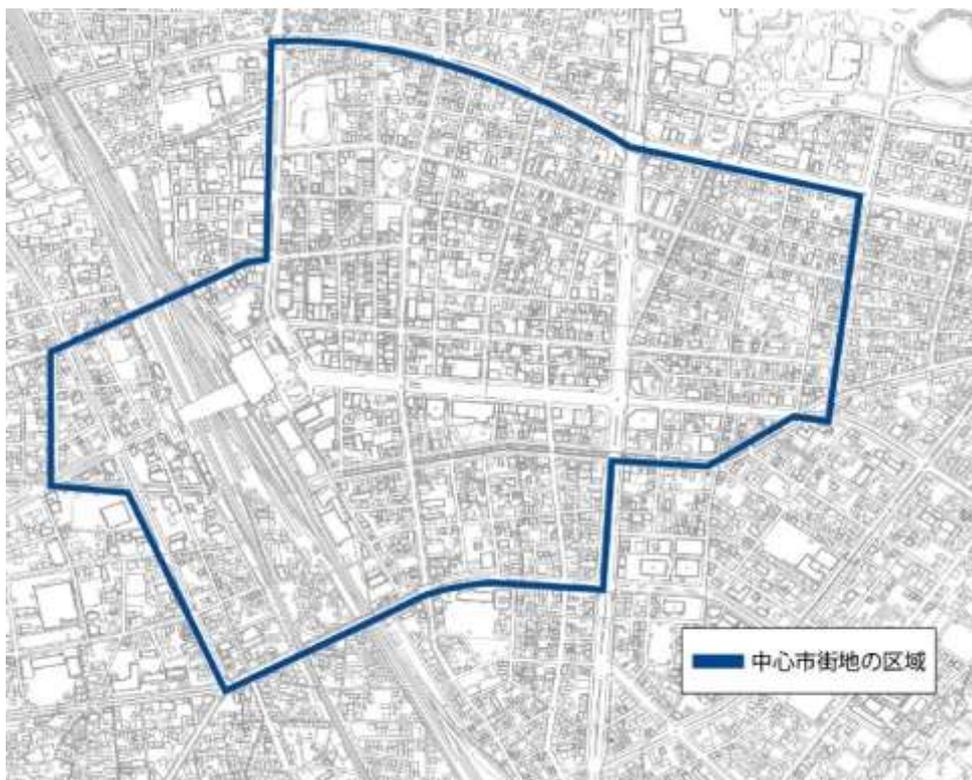
- 1号：連鎖倒産防止
- 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 3号：突発的災害（事故等）
- 4号：突発的災害（自然災害等）
- 5号：業況の悪化している業種（全国的）
- 6号：取引金融機関の破綻
- 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

愛知県小規模企業等振興資金

目 的	金融機関と取引の薄い中小規模の商工業者が、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の振興に資することを目的とする。						
資金区分	通 常 資 金			小 口 資 金			
融 資 の 条 件	対 象	融資対象は、次のいずれにも該当する会社、個人、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。 (1) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (2) 常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。 (3) 県内で事業を適法に営んでいること。 (4) 税の滞納のないこと。 (5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。			融資対象は、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者であって、次のいずれにも該当するもの。 (1) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (2) 県内で事業を適法に営んでいること。 (3) 税の滞納のないこと。 (4) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。		
	融 資 限 度 額	5,000万円 以内			2,000万円 以内 (申込融資額を含めた信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以内であること)		
	資金使途	事 業 上 の 運 転 資 金 及 び 設 備 資 金					
	融 資 期 間 及 び 利 率	運 転 資 金	3 年 以 内	年 1. 5 %	運 転 資 金	3 年 以 内	年 1. 3 %
			5 年 以 内	年 1. 6 %		5 年 以 内	年 1. 4 %
			7 年 以 内	年 1. 7 %		7 年 以 内	年 1. 5 %
		設 備 資 金	3 年 以 内	年 1. 5 %	設 備 資 金	3 年 以 内	年 1. 3 %
			5 年 以 内	年 1. 6 %		5 年 以 内	年 1. 4 %
			7 年 以 内	年 1. 7 %		7 年 以 内	年 1. 5 %
			1 0 年 以 内	年 1. 8 %		1 0 年 以 内	年 1. 6 %
担 保	原則として要しない。 ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。			原則として要しない。			
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。						
信 用 保 証	要する。						
信 用 保 証 料	信用保証協会所定			信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）			
取 扱 金 融 機 関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫						

豊橋市中心市街地商業活性化資金																										
目的	中心市街地商業活性化対策として中小企業者が商業活性化に要する資金の融通を円滑にするための融資を行い、もって本市産業の振興に資することを目的とする。																									
融資の条件	対象 融資対象は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第2号から第4号に規定する業種に属する事業を営む個人、会社及び企業組合で、次のいずれにも該当するものとする。 (1) 豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025 に定める中心市街地区域内での、商業活性化に資する事業を営んでいること。 (2) 豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025 に定める中心市街地区域内で現に事業を営んでいる又は中心市街地区域内に進出し出店するものであること。 (3) 小売業を主たる事業とするものは、常時使用する従業員の数が50人（卸売業、又はサービス業を主たる事業とする者については100人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (4) 適法に事業を営んでいること。 (5) 税の滞納がないこと。 (6) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (7) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (8) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付したものであること。																									
	融資限度額	一事業者につき 5,000万円 以内																								
	資金使途	商業の活性化に要する事業上の運転資金及び設備資金																								
	融資期間 及利率	<table border="0"> <tr> <td>運転資金</td> <td>3年以内</td> <td>年1.1%</td> <td>設備資金</td> <td>3年以内</td> <td>年1.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年以内</td> <td>年1.2%</td> <td></td> <td>5年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年以内</td> <td>年1.3%</td> <td></td> <td>7年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> </table>	運転資金	3年以内	年1.1%	設備資金	3年以内	年1.1%		5年以内	年1.2%		5年以内	年1.2%		7年以内	年1.3%		7年以内	年1.3%					10年以内	年1.4%
	運転資金	3年以内	年1.1%	設備資金	3年以内	年1.1%																				
		5年以内	年1.2%		5年以内	年1.2%																				
		7年以内	年1.3%		7年以内	年1.3%																				
					10年以内	年1.4%																				
	担保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。																								
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。																								
信用保証	要する。																									
信用保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）																									
取扱金融機関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・大垣共立銀行・十六銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫																									

豊橋市中心市街地活性化基本計画2021-2025に定める中心市街地区域



豊橋市創業支援資金

目 的		新規に事業を開業しようとする者及び創業者が創業者である期間内に創業又は創業により行う事業の実施のため必要とする資金の一部を融資することにより、経営者への道を開き中小企業者の育成を促進し、もって本市産業の振興に資することを目的とする。	
資金区分		創 業	経営者保証免除
融 資 の 条 件	対 象	<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ウ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立して、事業を開始しようとする具体的計画を有するもの。</p> <p>(エ) 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(オ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(カ) 会社が自らの事業の全部または一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した会社であって、市内においてその設立の日以後5年を経過していないこと。</p> <p>(キ) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ク) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ケ) 上記(エ)に規定する創業者であって新たに会社を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(5) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあっては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(6) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人)以下であること。</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ウ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(エ) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した場合であって、その設立の日以後5年を経過していないこと。</p> <p>(オ) 会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(カ) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 第1号イに該当する場合には、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していること。</p> <p>(5) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(6) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあっては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(7) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人)以下であること。</p> <p>(8) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。</p> <p>(9) 税の滞納がないこと。</p> <p>(10) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(11) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>

	(7) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。 (8) 税の滞納がないこと。 (9) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (10) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。																								
融資限度額	一事業者につき 2,500万円 以内																								
資金使途	創業に必要な事業上の運転資金及び設備資金																								
融資期間及び利率	<table border="0"> <tr> <td>運転資金</td> <td>3年以内</td> <td>年0.7%</td> <td>設備資金</td> <td>3年以内</td> <td>年0.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年以内</td> <td>年0.8%</td> <td></td> <td>5年以内</td> <td>年0.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年以内</td> <td>年0.9%</td> <td></td> <td>7年以内</td> <td>年0.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年以内</td> <td>年1.0%</td> </tr> </table>	運転資金	3年以内	年0.7%	設備資金	3年以内	年0.7%		5年以内	年0.8%		5年以内	年0.8%		7年以内	年0.9%		7年以内	年0.9%					10年以内	年1.0%
運転資金	3年以内	年0.7%	設備資金	3年以内	年0.7%																				
	5年以内	年0.8%		5年以内	年0.8%																				
	7年以内	年0.9%		7年以内	年0.9%																				
				10年以内	年1.0%																				
担保	原則として要しない。																								
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。ただし、経営者保証免除に該当する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。																								
信用保証	要する。																								
信用保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）なお、経営者保証免除に該当する場合は、スタートアップ創出促進保証制度要綱（令和5年2月6日付け制定 20230130 中庁第3号）の規定を適用。																								
取扱金融機関	大垣共立銀行・十六銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合																								

信用保証料補助金	
補助対象者	下記の制度による融資を証書貸付にて受けた方
豊橋市小口事業資金（通常資金） 愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）	融資額から回収額を減じた額で1,000万円分までの保証料相当額（百円未満切り捨て）とし、かつ補助額60万円を限度とします。ただし、愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）において、市内に住所がない方、以前の融資の事前完済による返戻保証料の補助分を返還していない方や、市外設備に対する融資については補助対象外とします。
豊橋市創業支援資金（創業） 豊橋市創業支援資金（経営者保証免除） 豊橋市小口事業資金（災害復旧支援資金）	融資額から回収額を減じた額で1,000万円分までの保証料相当額（百円未満切り捨て）とします。
豊橋市経営安定資金 豊橋市中心市街地商業活性化資金	融資額から回収額を減じた額で1,250万円分までの保証料相当額（百円未満切り捨て）とします。

経営安定資金特別対策補助金	
補助対象者	豊橋市経営安定資金融資制度の融資を受けた方
補助金の額	融資金額の1.0%に相当する額（融資限度額1,250万円まで） 回収条件を伴う場合、融資金額から回収金額を差し引いたものを補助対象額とします。

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給補助金

補助対象者	豊橋商工会議所の推薦を受け、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を受けた方
補助対象	マル経融資の利子支払開始日から起算した12回分までの利子支払額
補助金の額	利子支払額の1/2とし、10万円を上限とします。

マル経融資の融資条件等は、 $\left(\begin{array}{l} \text{豊橋商工会議所 (TEL 53-7211)} \\ \text{日本政策金融公庫 (TEL 52-3191)} \end{array} \right)$ へお問い合わせください。

その他

未来産業人材育成支援事業	
事業内容	<p>地域事業者の生産性向上に向け、社会経済環境の変化に対応できる産業人材の育成を支援するため、リスキリングを中心とした学びの機会の提供や学びの意識を醸成する交流の場の創出などを実施します。</p> <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ①DX 経営戦略講座の開催 ②人材育成に関する相談窓口の開設 ③人材育成をテーマにした交流会 ④人材育成の課題解決に向けた伴走支援 ⑤経営幹部人材育成支援補助金（詳細は 32 ページ参照） ⑥無人航空機操縦者資格取得支援補助金（詳細は 22 ページ参照） ⑦産業用ドローン講習（詳細は 4 ページ参照） ⑧人材育成研修応援補助金（詳細は 21 ページ参照） ⑨人材育成推進宣言企業制度（詳細は下記参照）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①・・・人材育成推進宣言企業の経営者、経営幹部、管理層、DX 関連部署の方 ②④⑤・・・人材育成推進宣言企業 ③・・・人材育成に取り組む意欲のある市内事業者の経営者、経営幹部、人事部署の方 ⑥⑦⑧⑨・・・各事業の説明ページ参照
<p>（問合せ先）地域イノベーション推進室 TEL 51-2440 FAX 55-9090</p>	

人材育成推進宣言企業制度	
事業内容	<p>知識やスキルの習得に取り組みやすい環境の整備やキャリア形成の支援、人材育成に積極的な企業を「人材育成推進宣言企業」として募集し、宣言書を交付することで、市内企業における人材育成の推進及び機運醸成を図ります。</p>
対象者	<p>市内に本社、本店、支店又は事業所等を有する法人及び個人事業主</p>
メリット	<p>市ホームページで企業名や宣言内容を公開することによって、人材確保や従業員の成長・定着につながります。また、講座受講支援、専門家相談や交流会など様々な支援を受けることができます。</p>
申請方法	<p>市のホームページより申請してください。 その後、内容を確認し、宣言書を交付します。 右記二次元コードよりご参照ください。</p>
<p>（問合せ先）地域イノベーション推進室 TEL 51-2440 FAX 55-9090</p>	



Urban Innovation TOYOHASHI(アーバンイノベーション豊橋)

事業内容	柔軟な発想と優れた技術を持つスタートアップと地域の実情に詳しい市の職員が協働し、地域課題の解決に資するプロダクトの開発・実装に向けた実証実験を行います。		
対象者	自治体職員との協働による IT を活用した地域・行政課題の解決と新ビジネス・サービスの創出を目指すスタートアップ（起業家・起業家候補）、民間企業。		
開発支援金	1 課題あたり最大 50 万円		
豊橋市が 解決策を 募集した課題	令和6年度		
	1	すべて手作業！？保育園への入所審査をDXでスムーズに！	保育課
	2	補助金選びの苦痛をテクノロジーで解決！中小企業の補助金をもっと身近に！	商工業振興課
	3	市営住宅の家賃未払いをなくしたい！効果的な通知や予防の実証実験	住宅課
	令和5年度		
	1	「私は受給対象ですか？」とはもう言わせない！誰もがわかりやすい福祉サービス案内の開発実証！	障害福祉課
	2	市民の安全のため、ドローンや衛星などのリモートセンシングを活用して、より確実な海岸保全施設点検を行いたい！	農地整備課
	3	“ど” 煩雑な学校体育施設開放の手続きを、スマートロックや予約システムで便利にしたい！	「スポーツのまち」づくり課
	4	3D都市モデルを活用して一緒にワクワクするコンテンツを作りたい！	都市計画課

問合せ先) 地域イノベーション推進室 TEL 51-2440 FAX 55-9090

東三河ビジネスプランコンテスト				
事業内容	東三河地域で創業・新分野進出を考えている個人、法人、学生からビジネスプランを募集し、優秀な作品を表彰するとともに、融資制度の紹介や専門家等による多面的なフォローを行い、プランの実現化を進めます。			
対象者	東三河在住、または東三河で起業・創業予定の個人・法人・学生など			
募集部門	一般事業部門：実際に事業展開している、 もしくは、事業展開する予定のビジネスプラン アイデア部門：アイデア段階のビジネスプラン			
賞金等 (予定)	一般事業部門		アイデア部門	
	最優秀賞	優秀賞	最優秀賞	優秀賞
	30万円	15万円	5万円	3万円
	ほの国やってみりん賞		キラリ賞	
	地域課題の解決や地域資源の活用に関する優秀なプランが対象。 賞状・賞金		新規性が高く、キラリと光るアイデア部門のプランが対象 賞状・記念品	
(問合せ先) 株式会社サイエンス・クリエイト TEL 44-1111 FAX 44-1122 (HP) 右記二次元コードよりご参照ください。				



Startup Garage (スタートアップガレージ)	
概要	東三河で起業をサポートするコワーキングスペースです。起業をして「新しい一歩」を踏み出す人たちを応援しています。また、起業で同じ悩みを持つ仲間が集まる場所です。フラットと立ち寄ってスペースを利用したり、スタッフにじっくり相談したり、イベントを開催したりできます。
開館日時	平日：10時～20時 土曜：10時～17時 ※予約不要で利用できます。
相談対応	常駐のコーディネーターやスタッフに個別相談、アドバイスが受けられます。当日もしくは事前予約で下記(問合せ先)よりお申込みください。
スペースレンタル	施設内の一部を貸し切ってイベント等を行うことができます。 ※1時間あたり2,500円、2時間以上からお申込み可能です。 下記(問合せ先)よりお申込みください。
アクセス	〒441-8113 愛知県豊橋市西幸町字浜池333-9 豊橋サイエンスコア内
(問合せ先) 株式会社サイエンス・クリエイト スタートアップガレージ TEL 44-1117 (HP) 右記二次元コードよりご参照ください。	



メイカーズ・ラボとよはし

概要	レーザー加工機や3Dプリンターなどのデジタル工作機械を常設しており、これらを活用した「ものづくりの場」を提供しています。定期的にデジタル工作機械を活用した講座等を開催しています。はじめてものづくりを始める方から、研究や製品開発を目指す方まで、幅広く利用することができます。
開館日時	火曜日・水曜日・金曜日：10時～12時、13時～19時 土曜日：10時～12時、13時～17時
設備一覧	レーザー加工機、UVプリンター、3Dプリンター、3Dモデリングマシン、ガジェットプリンター、デジタル刺繍ミシン、ロボティクス機器、各種工具 など
技術サポート	作りたいものを形にするうえでの相談やデータ作成のアドバイス、技術サポートの支援を行っています。
利用料金	右記二次元コードよりご参照ください。 ・見学や技術相談は、どなたでも無料です。 ・機材講習会や機械利用は有料です。 ・機械利用は予約制です。
アクセス	〒441-8113 愛知県豊橋市西幸町字浜池333-9 豊橋サイエンスコア内
(問合せ先) 株式会社サイエンス・クリエイト メイカーズ・ラボとよはし TEL 44-1110 (HP) 右記二次元コードよりご参照ください。	



アグリフード・ラボ

概要	食品試作品開発拠点です。女性農業者を中心に設立した『彩えんず kitchen』が入居し、メニュー開発をはじめ、地産地消のお弁当やパンを販売提供しています。
開館日時	平日：11時30分～14時
アクセス	〒441-8113 愛知県豊橋市西幸町字浜池333-9 豊橋サイエンスコア内
(問合せ先) 合同会社彩えんずキッチン TEL・FAX 45-3102	

宇宙ビジネス 相談デスク 宙サポ	
概要	衛星データ活用をはじめ、ここ数年で急速に民間企業の進出が進んでいる宇宙ビジネス。株式会社サイエンス・クリエイトでは、さまざまな事業者の宇宙ビジネスへの参入をサポートするため、相談窓口を開設しています。
開館日時	平日：9時～17時
アクセス	〒441-8113 愛知県豊橋市西幸町字浜池333-9 豊橋サイエンスコア 1F
(問合せ先) 株式会社サイエンス・クリエイト TEL 44-1111 (HP) 右記二次元コードよりご参照ください。 	

超異分野学会 豊橋フォーラム	
事業内容	地域内外の多様な分野の研究者や企業が参画する「超異分野学会豊橋フォーラム」を開催し、事業化プロジェクトを組成します。豊橋市を実証フィールドとして、共同研究・実証研究を展開し、研究シーズの社会実装及び研究開発型スタートアップの創出を目指します。
対象者	地元の事業者、大学、自治体に加え、地域内外のテクノロジーベンチャー・研究者・スタートアップなど
スケジュール ※事業実施の状況によって変更可能性あり	9月～11月：参加者の募集等 12月13日(土)：超異分野学会 豊橋フォーラム開催
(問合せ先) 株式会社サイエンス・クリエイト TEL 44-1111 FAX 44-1122	

共創コミュニティ創出支援事業	
事業内容	本地域発の新たなビジネスの創出を促進する仕組みづくりに取り組みます。 ① 地域で事業成長を目指すスタートアップの創出・成長支援 ・ニーズに合わせて相談機会や助言、情報を提供。 ・投資家、専門家などへの相談機会を提供。 ・豊橋市スタートアップチャレンジ交付金※の交付。 ※優れた初期のスタートアップを対象に、予算の範囲内で上限 250 万円を資金支援 ② 地域事業者の方々が抱える課題をスタートアップ等との共創で解決する仕組みの構築 ・新規事業創出や、生産性向上などの課題解決手段として、他社との協業(オープンイノベーション、ベンチャークライアントモデル等)を学び実践する機会を提供。
対象者	本地域で、新規事業創出、事業成長・拡大に取り組む ・スタートアップ ・地域事業者
実施内容	年間を通じて、以下に関連するセミナーやビジネスマッチング等を実施します。 ・スタートアップの創出、成長を促進する相談機会や企画の提供(資金調達等) ・地域事業者を対象にした、他社との協業を学ぶセミナー及びその実践
(問合せ先) 地域イノベーション推進室 TEL 51-2440 FAX 55-9090	

【 お 願 い 】

制度、内容等が変更されていることもありますので、ご利用の際は
関係機関へご照会ください。

令和 7 年度版
豊橋市中小企業施策ガイドブック

令和 7 年 4 月 印刷発行

編 集 豊橋市 産業部 商工業振興課

発 行 豊橋市

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

TEL : (0 5 3 2) 5 1 - 2 4 2 5

FAX : (0 5 3 2) 5 5 - 9 0 9 0

E-mail : shokogyo@city.toyohashi.lg.jp



ええじゃないか豊橋